



# 宮 崎 県 公 報

平成26年12月4日(木曜日)号外 第65号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

<p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>○宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額…………… 1</p>	<p>頁</p> <p>○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1</p> <p>○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 1</p>
--	--

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第98号

平成26年12月21日執行の宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成26年12月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

候補者一人につき 30,660,500円

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年12月3日現在次のとおりである。

平成26年12月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,459人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,366人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年12月3日現在次のとおりである。

平成26年12月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,641人
都城市選挙区	45,633人
延岡市選挙区	35,278人
日南市選挙区	15,725人
小林市(西諸県郡高原町の区域を含む。)選挙区	16,010人
日向市選挙区	17,061人
串間市選挙区	5,646人
西都市(児湯郡西米良村の区域を含む。)選挙区	9,189人
えびの市選挙区	5,922人
北諸県郡選挙区	6,723人
東諸県郡選挙区	7,778人
児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区	19,691人
東臼杵郡選挙区	8,243人
西臼杵郡選挙区	6,105人